2012年 6 月 吉 日

殿

中小企業家同友会全国協議会
会　長　鋤　柄　　修
〒102-0074　東京都千代田区九段南4-7-16　市ヶ谷KTビル3F
電　話 03(5215)0877㈹　　FAX 03(5215)0878
URL http://www.doyu.jp

2013年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言

中 同 協 の 概 要

・中小企業家同友会全国協議会［略称・中同協］は 47 都道府県にある中小企業家同友会の全国組織
・創立：1957 年 4 月、日本中小企業家同友会（現東京中小企業家同友会）として東京で創立
・全国協議会設立：1969 年 11 月
・会長：鋤柄　修（㈱エステム）
・会員数：４万２千名（企業経営者）
・会員企業規模：平均従業員数約 30 名、平均資本金 1,500 万円
・中小企業家同友会は経営者の自助努力による経営の安定・発展、経営者自身の成長、中小企業を取り巻く経営環境を改善することに努めています

中小企業家同友会の３つの目的

①同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。
②同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。
③同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。

目　次

はじめに

Ⅰ、私たちが望む日本経済の展望と基本姿勢

1. 私たちが望む中小企業憲章に基づく日本経済の展望 …… 3

2. 中小企業家同友会の５つの基本姿勢・行動指針 …… 4

Ⅱ、2013 年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言

1. 中小企業憲章を国民に広げ根づかせ、その内容を実現すること …… 5

2. 中小企業が地域で新しい仕事をつくりだすための支援の抜本的強化 …… 5

3. 東日本大震災からの復興を推進し、
大震災の教訓を生かし地域密着で防災対策を進める…… 7

4. 円滑な資金供給と保証債務の有限責任化を …… 8

5. 景気回復を支え中小企業の成長に有効な税制を …… 9

6. 公共事業の中小企業発注の拡充と
公正な市場のルールを確立し、公正競争の促進を…… 15

7. 中小企業が活躍できる環境保全型・
自然再生型の持続可能な社会システム構築…… 17

8. 豊かな人間として育つための教育環境の重視 …… 19

9. 労働環境改善と障害者雇用・就労環境の拡充のために …… 20

10. 清潔な政治・行政の確立と
武力によらない国際貢献、アジアとの共存共栄 …… 23

11. 民法（債権関係）改正について …… 23

12.「中小会計要領」の普及など、その他 …… 24

はじめに

私たち中小企業家同友会全国協議会［略称・中同協］は、1969 年（昭和 44 年）設立以来、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境を是正することに努め、1973 年（昭和 48 年）以降毎年、国の政策に対する要望･提言を、政府各機関とすべての政党および国会議員にお伝えし、懇談を積み重ねて参りました。

私たちは 2003 年以来、日本経済において地域に根ざした中小企業が果たしている役割を正当に評価し、従来型の補完的役割という政策比重の置き方を抜本的に転換させ、中小企業政策を産業政策の柱とする姿勢に転換する「中小企業憲章」の制定を提言してまいりました。そして、2010 年 6 月に「中小企業憲章」が閣議決定されました。私たちはこの画期的な憲章の具体化と活用を期待します。

2011 年 3 月に発生した東日本大震災は、史上まれにみる災禍を日本にもたらしました。いま官民が協力して復旧、復興に総力を挙げて取り組んでいます。しかし、同時にコミュニティの再生を含む住民の住まいと暮らしの再建を重視した「人間の復興」の理念を据える必要があります。すなわち、中小企業の出番を促し、地域で新しい仕事づくりに参加できる体制を整備することが必要です。

大震災に加え、欧州債務危機や円高など日本経済の先行きは不透明感を増しています。中小企業経営が強く望むことは、安全・安心の社会と国民の安定した消費購買力をつくり、国内市場の安定的拡大を図ることです。私たちは、この課題に震災復興と結びつけて取り組むことを望んでいます。

私たちは、自らの基本姿勢の確立に努め、中小企業家としての社会的責務を果たし、日本経済と中小企業が発展できる環境をつくるために以下のような経営環境を求め、行動するものです。

関係各位のご協力、ご支援を要望します。

Ⅰ、私たちが望む日本経済の展望と基本姿勢

１．私たちが望む中小企業憲章に基づく日本経済の展望

2010 年 6 月 18 日に中小企業憲章と「新成長戦略」が閣議決定されました。しかし、同日に閣議決定した「新成長戦略」には中小企業及び中小企業憲章はほとんど位置づけられていません。したがって、「新成長戦略」に加えて、日本経済の課題解決と発展に中小企業がどのように貢献できるかを考える「もう一つの成長戦略」を描くことが求められています。私たちは、「中小企業憲章」を基にして、次のような日本経済の発展方向を構想しています。

【どのような日本経済をめざしているか】

私たちは、日本が直面する閉塞状況を中小企業の発展を通じて草の根から打開していくことを提案します。「新しい仕事づくり」に取り組む中小企業が地域に根をはり着実に成長することが、日本経済の安定的な成長と発展をけん引することだと考えています。

また、「新しい仕事づくり」に取り組む中小企業の努力が、それに関わる社員などの人間の成長に結びつくとともに、生活者や消費者の生活の質の向上が直接に図られることを私たちは狙いとしています。

そのような取り組みは、少子高齢化が進み「縮小」を基調とする経済の中でも、「衰退」を回避し、多様で新たな発展の領域を日本経済に創り出し、「国民一人ひとりを大切にする豊かな国づくり」の実現に貢献すると考えられます。

特に、今般の東日本大震災では、自然災害の大きなリスクを抱え、しかも食料とエネルギーの自給力が低いという日本経済の弱点が露呈しました。私たちは、この弱点を克服するために、地域に密着した官民の防災型の投資を喚起することで、震災復興の取り組みが日本経済の草の根からの新たな発展を生みだすという展望をこの要望・提言において提起しています。

このような日本経済を実現するためには、まず広範な中小企業が自ら景気を創る気概をもって「新しい仕事づくり」に挑戦することが重要です。国や自治体は、中小企業のそのような努力を強力に支援するとともに、内需拡大のために総力を尽くすことが必要です。格差是正や再配分機能の強化に努め、安全・安心の社会と国民の安定した消費購買力をつくり、国内市場の安定的拡大を図ることは、中小企業のみならず大企業にとっても発展の条件となります。その上で、海外にチャンスを求め勇躍し、その成果を国内、地域に還元することも大切なことです。

以上の趣旨を実現するために、強靭な日本経済をつくるための次の方策を考えています。

【新しい仕事づくりに挑戦する中小企業が強靭な日本経済をつくる６つの方策】

(1) 多様な産業の存在と中小企業が発展の源泉となる日本経済を築こう
（産業構造の改革）

(2)「国民一人ひとりを大切にする豊かな国づくり」のための内需主導型経済をつくろう
（需要の創出）

(3) 成熟社会とグローバル化に対応する新しい仕事づくり・産業づくりをすすめよう
（供給面の事業創造）

(4) 生活の質の向上をめざす政策を展開し、公正・共生の社会にかえよう
（社会的公正と国民生活向上）

(５) 地域内循環を高め、地域資源を生かした地域経済の自立化をめざそう
（地域連携と地域振興方針の共有）
(６) 景気を自ら創る気概をもって中小企業発展のモデルとなろう
（環境創造と企業家精神）

【ビジョン実現に必要な政策の考え方ー財政と投資の流れを内需拡大型に】

（１）財政再建をどのように進めるのか―債務管理型財政改革と国民生活の基盤の安定
（２）社会基盤整備をどのように進めるのか―防災重視の地域密着型の社会資本整備へ
（３）産業の進化と多様化で新たな発展軌道へ―デフレと雇用不安の克服を
（４）中小企業憲章の理念をアジアに広げ、経済の安定と活性化のための国際市場ルールの確立
（５）中小企業憲章を国民に広げ根づかせ、その内容を実現しよう

※詳しくは、当会のホームページ（http://www.doyu.jp/org/material/doc/vision_2011.pdf）をご覧ください。

２．中小企業家同友会の５つの基本姿勢・行動指針

私たちは、中小企業としてできる協力提案と基本姿勢について次のような認識に基づいて責任ある要望と政策提言を行います。

ａ）私たちは、厳しい経営環境の中でも企業の継続発展に全力を尽くし、雇用確保と魅力ある企業づくりに取り組みます。今後の景気後退の嵐を乗り切る経営指針・戦略と社内体制の構築に総力を傾けつつ、大学や金融機関等との連携、行政施策活用などを積極的に進め、企業を守り、新しい市場創造に挑戦します。

ｂ）私たちは、経営指針の確立と全社的実践に努力し、２１世紀型企業（①お客様や地域社会の期待に応えられる存在価値のある企業、②労使の信頼関係が確立され、士気の高い企業）づくりをめざします。特に、企業活動の「血液」である金融を確保するためにも、経営指針を通じて金融機関の理解を深めながら、地域での金融機関との連携を強化します。

ｃ）私たちは、企業活動を通じて納税者としての社会的責任を果たすとともに、税金の適正な使い方や行政のあり方にも関心を持ち、提言・行動します。とりわけ、公共投資を従来型公共事業から、生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の生活整備型・自然再生型の公共投資へ抜本的に転換させることを求めます。

ｄ）私たちは、企業の社会的責任を自覚し、環境保全型社会づくりに取り組みます。環境負荷の少ない企業活動を実践するとともに、エコロジーとエコノミーの統一による仕事づくりや地域づくりを行政・市民団体等と協力しながら挑戦します。

ｅ）私たちは、経営者自らの教育を含めた２１世紀の最も貴重な資源である人づくりと次世代を担う若者が働くことに誇りを持てる職場と社会の環境づくりに努めます。

以上の認識に基づいてここに政策要望・提言を提出する次第です。

Ⅱ、２０１３年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言

１．中小企業憲章を国民に広げ根づかせ、その内容を実現すること

(1) 政府が閣議決定した中小企業憲章を国民全体の認識とし、その内容を実現するために、次のことを要望する。

①**毎年６月を「中小企業憲章推進月間」**と位置づけ、中小企業憲章を普及するキャンペーンを行う。

②中小企業憲章を国民の総意とするため、**国会決議**をめざす。

③中小企業を軸とした経済政策の戦略立案等を進めるため、首相直属の**省庁横断的機能を発揮する会議体を設置**する。

④中小企業庁の中小企業省への昇格と**中小企業担当大臣を設置**する。

(2) 中小企業憲章の理念の実現と政策の具体化のために中小企業庁は次の方策を進めることを提案する。

①**『中小企業白書』に、中小企業憲章に関する章やその進捗状況に関する項目**を設ける。

②中小企業憲章の視点から 2020 年頃までを構想する**『中小企業ビジョン』の作成**に取り組み、憲章にある「少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増している中、不安解消の鍵となる医療、福祉などの分野で、変革の担い手である中小企業が力を発揮することで我が国の新しい将来像が描けるとの、中小企業に対する新しい見方」を具体的に示す。

③中小企業憲章の内容実現の観点から**中小企業基本法の見直し**に着手する。

④「日本再生の基本戦略」への中小企業憲章の趣旨、特に「行動指針」の反映を図る。

(3) 中小企業憲章を国民各層に広く周知するため次の方策を提案する。

①政府は、閣議決定した中小企業憲章に関して一般国民に対して説明し啓蒙する責務がある。首相として中小企業憲章を推進するメッセージを発信し、メディアを活用し、**「政府広報」などで中小企業憲章の周知・広報**のキャンペーンを展開する。

②すべての省庁や地方自治体への周知方に努めるとともに、公務員の研修・試験等でも中小企業憲章をテーマに取り入れることを促す。

③中小企業庁は、**中小企業憲章をマンガ形式で解説した冊子を発行**し、中小企業憲章にたいする理解を国民各層に広げる。たとえば、学校や大学での生徒・学生に副読本・教材として使える冊子を企画する。

２．中小企業が地域で新しい仕事をつくりだすための支援の抜本的強化

(1) 中小企業の新たな仕事づくりのため、官民が協力して必要な市場・産業を生み出す**「需要創出のための中小企業政策会議（仮称）」**を広範な中小企業（団体）の参加で設置する。

(2) **あらゆる政策手段を総動員して中小企業の地域での仕事づくり、新産業の育成を支援する。**そのための十分な予算を確保すること。また、地域の大学や試験研究機関などを効果的に連携させ、中小企業の開発・事業化に対応できる体制の構築とそれを担う人材育成を推進する。

(3) 中小企業の仕事づくりを自治体が推進できるよう次の支援策を提案する。

①自治体が地域資源を生かして地域の仕事づくりを進めるための**「仕事づくり」交付金（1000 億円規模）を創設する。**たとえば「トライアル発注制度」（中小企業の新規性の高い優れた新商品の普

及を応援するため、自治体が新商品を認定して PR 等を行うとともに、一部を試験的に購入し評価する制度）を導入する地方自治体が交付金を活用し、新商品の販路開拓で困難をかかえる多くの中小企業を新製品購入や展示会出展等で支援できるようにする。

②自治体の大企業誘致に偏重した地域産業政策を改め、たとえば地域経済活性化のため地元中小企業を成長させる手法として、米国の地方自治体で実績を上げている「**エコノミックガーデニング政策**」（地域経済活性化のために地元の中小企業を成長させる新手法。地域内連携により中小企業が長生きして繁栄するようなビジネス環境を創出する）等を取り入れる自治体を支援する。また、自治体が地元中小企業の実態や得意分野・技術など調査・把握し、海外も含めて積極的に販路開拓支援をする「自治体セールス」を実施する自治体を支援する。

③中小企業の仕事づくり・産業支援に地方自治体がどのような取り組みをしているか支援策の状況を取りまとめる。たとえば、中小企業庁が 2009 ～ 2010 年度に発行した「地方公共団体における官公需施策事例」のようなものがあれば、自治体の仕事づくり施策のヒントになる。

④自治体が地域のすべての中小企業の現状と課題を把握し、的確な施策を実施するための基礎的なデータを整備する**悉皆調査（全事業所調査）を推進**する。調査に掛かる費用等について国は支援し、調査は大手調査研究会社に丸投げするのでなく、自治体職員が地域の実態を知る機会とするとともに、地元の大学生・院生等を調査員として雇い、中小企業と地域に関心を持つ教育的機会とする。

⑤**指定管理者制度では、地元のニーズや事情に精通する地元中小企業やＮＰＯの参入**が十分配慮されるよう自治体への啓蒙・支援を進める。

（4）**海外展開・進出に取り組む中小企業を支援**するため次のことを要望する。

①国は中小企業の海外展開に力を入れるとしているが、**日本貿易振興機構（ジェトロ）の人員と機能を強化・拡充**し、中小企業の海外展開支援を中心業務とした機関とする。

②海外展開・進出では、コミュニケーションの問題が大きく、マンパワーの限られる中小企業に対しての語学に強い人材の採用・育成での支援を企画する。たとえば、教育訓練助成制度を拡充し、企業業績の変動に関係なく、海外展開をめざす中小企業に対し、ビジネス英語や貿易実務等の大学・専門学校等の講座費用負担への助成を行う。

③**現地の法律・税制に通じた顧問弁護士事務所の紹介と業務提携支援**を行い、契約書をまとめたり、紛争解決するための代理人が安価に利用できる制度を構築する。**現地企業の的確な信用情報**が得られる態勢を整える。

（5）生活基盤整備・環境保全・防災重視の「**地域密着型公共事業**」を推進し、中小企業の仕事づくりにつながる発注体制を構築する。特に、災害時の避難場所となっている**学校施設の耐震補強工事を前倒しで全国一斉に実施する。**

（6）国は地域経済の抜本的な再構築を宣言し、地域の中小企業と住民の協力を得ながら総合的地域産業政策を図るために自治体に対し、中小企業振興基本条例又は地域産業振興条例を制定・改定し、中小企業を中心とした地域振興の基本理念の確立と支援体制・予算措置の強化をはかることを促す。

（7）地域経済の発展、地域コミュニティづくりに大きな役割を果たしてきた商店街の多くが存亡の危機にさらされ地域の衰退が危惧されている。街づくりの主体者は商店街、中小企業、地域住民であることを明確にして、商店街における中小小売業の事業活動の機会を適正に確保することを基本ルールに据える。また、大規模小売店舗の立地規制についても強化の方向で再検討をする。

（8）大企業の事業所の突然な、あるいは、一方的な撤退・移転は地域経済に甚大な影響を与える。そうした工場移転、閉鎖などにあたっては、その計画段階から地元の自治体・地域代表者と協議すると

いうルールを制度化する。また、**10年以内に撤退・縮小した場合は、国や自治体が誘致のために負担した補助金など公共経費と事業所税・固定資産税などの減免措置相当分を返還するというルール**を制度化する。「朝日新聞」（2012年3月19日付）の調べによれば、47都道府県が2002年度以降、1億円以上の補助金を投じた誘致企業のうち、10年以内に撤退・縮小したケースは製造業を中心に21社の計23件に上り、総額約200億円の補助金が交付された。そのうち、自治体の返還請求で返還されたのは、10社10件分で約11億6200万円にとどまった。

３．東日本大震災からの復興を推進し、大震災の教訓を生かし地域密着で防災対策を進める

（1）東日本大震災からの復興は単なる復旧ではない。大震災の教訓を活かし、安全・安心の防災体制を築くとともに、防災型・地域再生型の社会資本整備と地域が自活できる地域分散型エネルギーシステムづくりが推進されなければならない。また、被災地の復興では、地域経済の自立的な復興を支援し、コミュニティの再生を含む住民の住まいと暮らしの再建を重視した「人間の復興」の理念が据えられ、新しい都市復興計画を地域中小企業を含む住民参加で策定し、すみやかに取り組む。日本再生のモデルとなる復興をめざし、自然環境に配慮した再生可能エネルギー発電基地の構築などに取り組む。

（2）被災地の二重ローン問題では、産業復興機構と㈱東日本大震災事業者再生支援機構の２つの機構が設けられたが、産業復興相談センターをワンストップ窓口として十分に機能させ、**両機構が被災事業者の既存債務をできるかぎり買い取るよう指示・指導**を強めること。また、対象事業者に対する資金の貸付けはつなぎ融資に限定せず、金融機関と共同で融資するなど再建に必要な十分な新規融資を手当てできるものとすること。

（3）原子力事故による東京電力から支払を受ける**営業損害等に係る賠償金についてもすべて非課税とする。**

（4）東日本大震災の大量の**瓦礫処理**では、地域のさまざまな事情を配慮しつつ、被災現地に瓦礫処理施設を建設し、選別作業を行い、金属、木くず、コンクリートなど**再生できる物は再生し、公共工事等の材料**とする。特に、能登震災のとき瓦礫の中の屋根瓦を暗渠排水工事に活用したことに鑑み、屋根瓦を利用し農地の塩害処理のための暗渠排水工事を行えば、瓦礫処理と農地の再生で一石二鳥の効果がある。

（5）東日本大震災以降、日本列島は本格的な地震の活動期に入ったといわれ、首都圏直下型震災等は高い確率での発生が予想されている。中小企業が大災害に被災しても、企業の再開と事業継続が迅速にできるよう防災・事業継続支援体制を早急に確立するために次のことを提言する。

①東日本大震災では、津波などで被災事業者が事業所・工場の設備・施設だけでなく、企業の帳簿類や保有データなどすべてを失う事例が目立った。そのような被災企業の事業再開・再建は困難を極め、各種救済制度への応募・申請書類の作成でも多大な時間と労力を要した。したがって、平時から**企業情報・データを安全な場所へ自動的に保管できるシステム**を安価に提供する。たとえば、民間業者が行う同様のサービスに補助して、安価に利用できる制度を創る。

②中小企業の「**防災マニュアル**」や「**事業継続計画（BCP）**」**の策定支援**、防災訓練支援を強化する。また、専門家に相談できる制度を創設する。

③災害時に被災中小企業が迅速に事業再開できるように広域の中小企業間などで相互連携・融通できる協定を結ぶことを促進する施策を企画する。たとえば、製造業であれば、同業他社と「災害時相互委託加工契約」を結び、自社で製造できなくなった場合に契約先に委託し、品質を確認した上

で取引先に納入できる体制を整備する。また、中古機械を相互に融通することも考えられる。この協定を結ぶためには、平時からの相互交流・連携が不可欠となる。

(6) 政府は、自治体に呼びかけ、地域の中小企業が参加する地域防災計画・防災協定の締結を促進する。

①地域で、たとえば学校区単位で防災訓練とは別に、地元中小企業も参加して、地域の事業所、工場、商店街、諸施設などの代表が参加する会合・会議を設け、地域の防災対策と被災した場合の対応を協議し、防災計画や非常時の対応、避難計画などを定めるよう自治体に促す。

②**地域の中小企業と防災協定**を結び、大災害時の避難場所・飲食料の確保や救助活動、啓開活動、がれき撤去などに迅速に対応できる体制を早急に構築する。また、中小事業所を地域の防災拠点とするため、飲食料の備蓄や自家発電設備の設置、備蓄倉庫の設置、津波避難ビル化などを個々の事業所又は団体と協定を結びながら、計画的に進める。

(7) 今後、大震災は継続的に発生する可能性のあるものと想定し、**東日本大震災で設置された諸機関や制度・システムの中で必要なものを継続させ、緊急即応態勢を築く。**

①**復興庁**は、「平成32年度末までに廃止する」とされているが、東日本大震災からの復興の業務に加え、米国の緊急事態管理庁（FEMA）にならい、**災害への緊急即応機能を発揮できる官庁として強化し常設化**する。

②二重ローン問題の解決のために設置した産業復興相談センターと産業復興機構、㈱東日本大震災事業者再生支援機構は一定の役割を果たした後、再編して今後発生する災害の被災事業者への対応も含む常設の事業再開支援機関とする。

(8) **耐震改修助成金の大幅な増額と耐震改修予算の大幅な拡大**を図る。特に、高齢者の居住が多い地域などでの改修が進まないことに鑑み、全面改修だけでなく、「一室耐震」や耐震ベットなど**簡易耐震・部分改修**に早急に取り組まれたい。

(9) 太陽光や太陽熱、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーの産業化・事業化に取り組む中小企業を産学官と市民、金融の連携で支援する。また、年間のエネルギー消費量が概ねゼロになる「**ゼロ・エネルギー住宅」の普及促進**をはかり、中小企業の仕事づくりと省エネ技術の向上につなげる。国の住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金等は当分継続する。

(10) 欧米やアジアの主要都市に比べて立ち遅れている**無電柱化を加速**し、安全で快適な都市空間の確保、災害防止、景観向上を進める。

4．円滑な資金供給と保証債務の有限責任化を

(1) 中小企業金融円滑化法は再延長されたが、この期間中に**条件変更した中小企業の事業再生の目途がたつよう金融機関が強力な経営支援をできるよう支援**する。金融機関の支援による中小企業の事業再生の状況や経済状況等を勘案して再々延長も検討する。また、金融庁及び中小企業庁は、各金融機関が実施する事業再生や経営支援、販路開拓など中小企業支援事業の取り組み状況を一覧で公表し、その状況を評価（アセスメント）する。

(2) 2011年4月からセーフティネット保証5号が大幅に緩和されて運用されている（対象業種は原則全業種、保証割合100%）。しかし、円高や欧州債務危機など予断を許さない状況にあり、先行きの不透明な経営環境が続いていることに鑑み、**当分の間はセーフティネット保証5号の運用を続ける**。また、責任共有制度の対象除外となる**小口零細企業保証制度の上限、1250万円を2000万円に引き上げる**。さらに、保証限度額を大幅に増額する。

(3) 信用補完制度は、本来の信用保証理念に基づき保証料率の引き下げなど中小企業ニーズに対応した施策の強化を進める。また、問題なく返済してきた借り手中小企業の**返済履歴（クレジット・ヒストリー）を尊重**し、保証協会付融資での保証審査の評価項目としたり、保証料率を引き下げるなど優遇措置を取る。返済履歴に「瑕疵」がある場合でも10年程度の経過とともに履歴から「瑕疵」を抹消する。さらに、保証協会に求償権の保証人として保証債務を負っている場合、事故後一定期間を経過したものは免責とするなど求償権の償却を進める。

(4) 中小企業向け貸出のうち、保証協会による保証付き貸出の割合が増えているが、**信用補完制度を利用できる金融機関を本来の使命からしても中小企業とともに生きる地域金融機関に限る**ことを提案する。

(5) 2011年7月に金融庁は金融機関の「監督指針」を改定し、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立」、「保証履行時における保証人の履行能力等を踏まえた対応の促進」を位置づけたが、その趣旨をすべての金融機関に徹底する。また、経営者本人の個人保証では、連帯保証債務の発生を一定のコベナンツ（制限条項）違反の場合に限定する「停止条件付き個人保証」の活用を進める。

(6) 経営が立ち行かなくなる前に事業から撤退することはマイナスの判断とは言えない。事業の継続あるいは再生が難しいと判断されたとき、過重な負債を重ねる前にスムーズな退出を可能にする**廃業清算制度を検討**されたい。その際、総資産をもってして負債を返済するのでなく、債務の一定割合を免除するとともに、第三者保証人がいる場合はそれを免責するものとする。

(7) 新たな雇用創出および維持に努める中小企業を支援する保証制度を創設する。岐阜県信用保証協会は、雇用創出（維持）企業支援金融機関連携保証（略称：ジョブアップ3）を創設し、保証料率0.7%（一律料率）、3年間固定金利で年1.6%という条件で、新規採用・中途採用を予定したり、雇用増加・維持している中小企業を支援している。

(8) 環境貢献度合いによって利率を変更する（引き下げる）融資取り組みである**環境コベナンツ契約**を政府系金融機関・信用保証制度の融資・保証にも導入する。また、民間金融機関が環境コベナンツ契約を締結した案件には利子補給などで支援する。さらに、**「環境配慮型私募債」の発行**への支援も検討する。地域貢献や少子化対策など案件に対する支援についても同様の支援を検討する。

(9) 倒産防止共済制度では、共済の口座を設けている当該金融機関に延滞がある場合、共済金貸付と他の貸付が強制的に相殺されている。国として差押禁止条項を設けるなど制度の機能の確保につとめる。

(10) 円滑な資金需給や利用者利便などの視点から金融機関の活動を評価・公開する金融アセスメント制度、「地域と中小企業の金融環境を活性化させる法律案」（仮称）を法制化する。

(11) 金融庁の「金融サービス利用者相談室」や中小企業庁「中小企業金融貸し渋り110番」をさらに機能を充実させ、利用者と金融機関との間の個別トラブルについても、あっせん・仲介・調停が行えるように条件整備する。

5．景気回復を支え中小企業の成長に有効な税制を

(1) 2012年度税制改正に対する問題点と今後の方向

2011年の通常国会に提出されるべきであった国税通則法・納税者権利憲章は臨時国会において中小企業家・納税者の権利保護のために必要な部分がほとんど先送りされた。納税者権利憲章の制定

は税務行政の円滑化に資するものであり、我々の年来の要望であった。今次、国税通則法の改正により税務調査手続の見直しが行われたが、この改正により、かえって中小企業家・納税者の義務が強化された点があることも指摘しなければならない。引き続き、中小企業家・納税者の権利保護に資する法改正を求めるものである。

また、先の臨時国会において政府は、東日本大震災の復興財源ついて所得税の付加税を 25 年間、個人住民税の均等割りを 1 人 1,000 円、10 年間付加するとしている。一方、法人税率は引き下げた上、平成 24 年度から 26 年度までの 3 年間だけ復興特別法人税を課すとしている。その結果、法人税は差引き減税となる。法人税の税率引き下げは欠損法人には減税の恩恵がない。80％の中小企業が欠損法人である現実を見れば、法人税減税は大企業中心の減税措置となる。

加えて政府は、2012 年度中に、「社会保障と税の一体改革」と称して消費税増税を中心とする税制の見直しを法制化するとしている。消費税の税率引き上げは物価上昇を招き景気を後退させる。とりわけ中小事業者においては、現在でも転嫁できない状況にある。日本商工会議所など 4 団体の共同調査によれば、売上規模の小さい事業者ほど転嫁ができておらず、もし税率が引き上げられれば、転嫁できない事業者はますます増加すると警鐘を鳴らしている。消費税は生活必需品を含むすべての物品・サービスに課税する典型的な不公平税制であり、社会保障財源として最も相応しくない税制である。社会保障費の財源として相応しい税制は所得再分配機能を持ち、応能負担原則に適う税制でなくてはならない。

消費税増税を中心とする増税政策は、「経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する」（中小企業憲章、基本原則一）とした中小企業憲章に逆行し、経済を萎縮させ、景気にいっそう悪い影響をもたらすことになる。景気を回復させ、中小企業を活性化させる税制改正を行うよう以下に要望する。

(2) 法人税について

①負担能力に応じた税率構造の構築を

東日本大震災、原発事故からの復興、除洗、高齢化社会による福祉や医療など財政事情が逼迫する中で、成長戦略としての法人税の引き下げ、福祉の充実として庶民増税が行われようとしているが、それでは国民経済が一層破壊され、中小企業の苦しみは深まるばかりである。

レーガン税制による財政赤字を見事に克服した米国のクリントン政策に見るように所得に応じて 30％・35％・40％というような累進税率（クリントン政権当時の法人税は 15％・25％・34％・35％であり最高税率を 36％に引き上げた）により、負担すべき力のあるものがしっかりと負担する税制を構築することを財政再建の柱にすべきである。中小企業家同友会は、応能負担の原則に基づく法人税率の提案を行なってきたが、先の見えない景気の悪化にさらされている中小企業の現状を考慮して、恒久的な措置として所得 1500 万円まで 11％（資本金 1 億円未満）の法人税率を提案する。

②役員報酬、役員賞与の損金算入は、実態に合わせて柔軟に適用する

2006 年度改正による硬直的な役員報酬・賞与の税法上の扱いは、多くの不満を呼び国税庁は、法律を変えることなく Q & A の見解で幾つか譲歩せざるを得なかった。2008 年末に発表した Q & A では、不況に対応してやむを得ず役員報酬を引き下げる場合を回答しているが、同族会社には相変わらず厳しい。この急激な景気悪化の中で役員報酬を引き下げ経営対応する事が躊躇されてしまうのもこの法律のためである。役員報酬は事実上の「原則損金不算入」の状況に変わりはない。定期同額給与（決算から 3 ヶ月以内に変更し、期中では原則的に一切変更を認めず、変更し

た場合は、変更した金額について上げた場合はあげた金額を、下げた場合は下がる前の金額との差額を損金不算入）と事前確定届出給与（定時株主総会で確定した役員賞与を総会開催から1ヶ月以内に税務署に届け出れば損金に認める。ただし、届け出た日でない日に支給をしたり届出と違う金額を支給した場合は全額損金不算入）だけが損金算入される。この内容では、社会的に通常行われる慣習的で適法な様々な役員報酬や賞与の支払い、激変する環境に素早く対応しようとしてもすべて税法が鋳型にはめてしまい、企業の自主性や行為を阻害することになる。このような干渉を税法がするべきでなく、この役員報酬の規制は実態に合わせて柔軟に対応すべきであり変更を求める。

③従業員研修費の一部を法人税から控除する「人材投資促進税制」を復活する

2008年4月から2012年3月まで実施された人材投資促進税制を復活し、恒常的な税制として定着を図るべきである。復活にあたっては、控除割合を拡充するとともに、「教育訓練費」を外部への研修委託費などに限定せず、中小企業の実態に合わせて社内研修・OJTの費用も広く対象とする。

(3) 消費税について

①消費税の税率引き上げは景気後退を招くので反対する

民主党・野田内閣は2011年12月、消費税率を2014年4月に8%、2015年10月に10%に引き上げるとするとしている。消費税は赤字でも納税額が発生するため、価格への完全転嫁ができない中小企業は現行の5%税率でも納税資金に苦慮している。消費税の滞納が常に国税の中で第一位を占めていることは中小企業が消費税の納税に苦慮していることを如実にものがたっている。消費税の税率が引き上げられそれを価格に完全に転嫁できなければ利益が減少することになる。

広範な国民と中小企業は、消費税率引き上げの賛否を問う前に、ムダな歳出の削減が中途半端なままで、電力料金の引き上げなど家計や企業の負担を求める議論ばかりが先行する状況に対して、まず「やるべきことをやってほしい」という意見が強まっている。

日本商工会議所など4団体共同調査によれば、転嫁ができない場合の対応として、人件費以外のコストを削減する（1738社）、新たな資金繰りを考える（1673社）、役員報酬を下げる（1006社）、従業員の給与を下げる（881社）、廃業を検討する（817社）、設備投資を縮小・延期・中止する（812社）、事業規模を縮小する（738社）、従業員を解雇する（408社）と回答している。この調査結果を見れば明らかなように、消費税の税率引き上げは、企業の投資と雇用を削減し、国民の消費を縮小してデフレを悪化させ、税収増加にもつながらず、財政を悪化させる可能性もあるので、消費税の税率引き上げに反対する。

②社会保障財源のために消費税を増税することに反対する

野田内閣は増大する社会保障財源のため消費税を増税する方針である。消費税はすべての物品・サービスに同一税率で負担を求める典型的な不公平税制であり、社会保障財源として最も相応しくない税制である。そのため、諸外国で消費税（付加価値税）を社会保障目的財源にあてている国はない。仮に社会保障財源に使うと限定しても「カネにしるしはない」から、増税分が何に使われたかわかるわけはない。

そもそも租税には、高額所得者（高額所得企業）により多くの負担を求め、それを低所得者層に配分する、いわゆる所得再分配機能が求められるのであり、社会保障財源は、再分配機能をもった税、たとえば所得税・法人税など応能負担原則に適う税でまかなうべきものである。よって消費税を社会保障目的税として増税することに反対する。

③免税水準や簡易課税の適用水準を引き上げる

事業者免税点は 2004 年度にそれまでの 3,000 万円から 1,000 万円に引き下げられた。そのため新たに課税事業者に取り込まれた零細事業者は 150 万人にのぼる。また同年、簡易課税の適用水準がそれまでの 2 億円から 5,000 万円に引き下げられた。事業者免税制度や簡易課税制度は価格への完全転嫁ができない中小事業者の税負担や事務負担に配慮して設けられた制度であり、中小事業者のセーフティーネットとしての意義が大きい。ところが、政府の中には税率引き上げによりいわゆる「益税」が多く発生するとして、免税水準の縮小や簡易課税の廃止を主張する意向があると考えられている。

免税水準を引き下げたり、簡易課税の適用水準を引き下げることは中小零細企業の負担を増大させ、経済の活性化に逆行する。中小企業を支援し景気を回復するためには免税水準を少なくとも従前の 3,000 万円に、簡易課税の適用水準を 2 億円に引き上げることを要望する。

④消費税の免税水準や簡易課税の適用売上は事業年度終了時で判定する

現行消費税法は、原則として 2 事業年度前（基準期間）の売上高により免税事業者になるか簡易課税事業者になるかを判定している。その矛盾を緩和するため、例外的に資本金 1,000 万円以上の法人は設立後直ちに課税事業者になる。また、2011 年度の改正により、前事業年度の課税売上高が 6 ヶ月で 1,000 万円を超えた場合も課税事業者になることとした。しかし、これは起業意欲を減退させるばかりか、抜本的な解決策にはならない。むしろ、決算終了時に課税事業者か免税事業者か、あるいは簡易課税適用事業者か否かを判定したほうがより公平で滞納が発生しにくくなる。よって、事業者免税制度や簡易課税制度の適用にあたっては基準期間制度を廃止し、当該事業年度終了後、確定申告書提出と同時に選択することができるよう要望する。

また、2011 年の改正により、2012 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から、いわゆる 95％ルールが見直され、課税売上高 5 億円を超える場合、仕入税額控除が全額控除できず、非課税事業分に対応する仕入税額が控除できないこととなった。95％ルールそのものは現行消費税の不透明性を示すものであり、とりわけ大企業に対し益税をもたらすものであるところから、導入当初から見直しを求める声があった。しかし、中小事業者においてはその事務負担の煩瑣さから、存続を求める声も大きい。そのため、今次改正において課税売上 5 億円以下は適用されないこととなっているが、5 億円は中小企業にとっては決して高い水準とはいえない。また、卸・小売業などの物販業とサービス業と同じ水準であることもおかしい。よって課税売上高適用水準は少なくとも 50 億円～ 100 億円に引き上げるべきである。

(4) 所得課税について

①景気浮揚のために中低所得者層に人的控除拡大で減税を

内需拡大による景気浮揚を図るには国民の多数を占める中・低所得者層の所得税・個人住民税を減税することが必要である。その手法としては基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの人的控除を拡大することが考えられる。ところが、政府は 2010 年度の改正において年少扶養親族（16 歳未満の者）に対する扶養控除を廃止し、16 歳以上 19 歳未満の扶養控除については特定扶養控除の上乗せ部分（25 万円）を廃止した。子ども手当導入がその理由の一つであったが、制度が不安定で、かつ政争の具として扱われている。国民生活の安定と内需拡大のため扶養親族に対しての人的控除（年少扶養制度廃止、特定扶養控除復活）の拡大・復活を要望する。

②給与所得控除について

2012 年度税制改正で給与収入が 1,500 万円を超える場合、給与所得控除の上限を 245 万円で

打ち切るとしている。上限設定そのものに反対ではないが、金額については、今後議論を継続し、物価上昇等により徐々に引き上げていくべきである。また、給与所得控除の大幅縮小が謳われている。現在の給与所得控除は、必要経費控除だけでなく勤労性控除（労働力の価値）の要素も含まれている。給与所得控除を縮小することは給与所得者の可処分所得を減少させ、景気後退の引き金になるので反対である。

また、特定支出控除について 2011 年度改正で、その範囲を拡大するとしている。本来、特定支出控除は給与所得者の実額経費控除に相当するものであり、諸外国のように給与収入を得るために必要な経費は原則としてすべて控除すべきである。その上で給与所得控除との自由な選択に委ねるべきである。

③金融証券税制の延長をしない

政府は 2011 年度で期限切れとなる上場株式等の配当及び譲渡所得に係る 10％軽減税率の適用をさらに 2013 年末まで 2 年間延長するとしている。復興増税で所得税の 25 年間 2.1％割増の増税を行なった実態から見れば、東日本大震災の財源確保のためにも金融証券優遇税制を延長すべきではない。

(5) 中小企業の事業承継について

中小企業家にとって、相続税は企業経営の結果として自分の努力によって作り上げてきた財産に対する課税でありかつ自身の死亡に起因して発生するために相続人（家族）への負担、また企業の存続に重大な懸念を呼ぶ可能性があり、常に対応に苦慮してきた税金である。中小企業家同友会は従来より、中小企業の事業承継のために事業用資産や株の評価について事業の存続が図られるような評価を求めてきた。

①現実的で使いやすい事業承継税制に

2009 年から適用された事業承継税制は、従来の枠を超え、抜本的な事業承継のための株の評価を提案している。「中小企業における経営の継続の円滑化に関する法律」に基づき認可が下りた企業について、生前における事業承継のための株の贈与、相続時の同族株の評価について評価減を認める納税猶予の制度になっている。同族株主が株の過半数を占め、かつ相続人（推定相続人）が筆頭株主（被相続人を除く）である場合、株の 2/3 までについて株価の 80％の軽減を認めるというものである。株の贈与の納税猶予については、相続時に仕切り直しを行い、株の納税猶予を選択する事も出来る。選択した場合は、事業の 5 年継続を義務付け、相続人が死ぬまで株を保有していた場合は軽減した税をすべて免除するというものである。円滑化法では、雇用の 80％の継続や、民法上の生前贈与株式に対する遺留分を一定の要件の下、対象から除外する規定などが盛り込まれている。今回の改正は今まで求めてきた事業承継税制を趣旨として汲むものであり評価できるものである。しかしながら、中小企業にとって後継者が同族の親族でなければならないという縛りになり、また、複数の親族の後継者がいた場合の選択の可能性についてなど、中小企業の多様性、実態から考えると本来の意味での中小企業の継続・発展を支える税制になっていない。そのために、2011 年 3 月調査で、法施行後 2 年半で事前確認は 1899 件、認定は相続税で 286 件、贈与税が 96 件と低調な状況になっている。事業後継者の資格を親族に限ることなく、取締役等の 5 年の経験とし、筆頭株主（被相続人を除く）の要件をはずすことを提案する。また、「雇用の 80％の継続」の要件の緩和を要望する。

②相続税の基礎控除を 1 億円程度に引き上げる

相続税の基礎控除の定額控除を 5000 万円から 3000 万円に、相続人一人当たり 1000 万円を

600 万円に大幅に引き下げるとする改正は、消費税の大幅アップを含む税制抜本改革へ先延ばしをされた。しかしその趣旨、相続税の再分配機能の回復はそのままである。そもそも相続税は所得税の補完税として課税していない資産に対して課税されるもので、当初から課税対象の水準は 4%を下回っていた。再配分機能を損なったのは、最高税率 70%を見直して 50%にしたことによるものである。今回、最高税率を 55%にしたことは、再配分機能の強化として評価できるものであり、今後さらに最高税率を引き上げるべきである。しかしながら、高度成長によって地価が騰貴する前の昭和 30 年代は 100 件の相続事例のうち相続税の対象になるのはわずか 1 件（課税対象割合 1 %）に過ぎなかった。その後、地価高騰により相続税の対象となる割合が著しく増大した。富の再分配を必要とする一部の資産家に対する税である相続税を本来の姿に戻すためにも、基礎控除を 1 億円程度に大幅に引き上げるべきである。

③事業用資産については、事業を承継するという条件の下で事業承継猶予制度を設けて 5 年以上事業を承継した場合一定額を免除する

事業承継は、事業自体の存続を前提にするから取引価額（時価）で資産を評価すること自体が問題である。事業用資産については、事業を継承するという条件の下で以下のような事業承継猶予制度を設けるべきである。

イ）事業用資産については通常の評価額とは別に「事業承継価額」（相続株の納税猶予と同様に 8 割の減額評価）で評価する。

ロ）事業承継者は事業用資産を「事業承継評価額」で評価した税額を納付し、通常の評価額で評価した場合の税額との差額を猶予する。

ハ）5 年以内に事業を廃止した場合は当該差額を納付し、5 年以上事業を承継した場合には当該差額を免除する。

(6) 地方税制について

①法人事業税の外形標準課税の対象法人を資本金 1 億円以下に拡大しない

現在、資本金 1 億円超の法人に限定して導入している。外形標準課税制度は、課税標準に付加価値として人件費を含んでいる。雇用を拡大することが税額の増加となり雇用拡大の阻害要因となっている。対象法人を資本金 1 億円以下に拡大することは、欠損法人が 7 割あるという中小企業に、深刻な影響をもたらす。赤字法人も、雇用の継続という地域社会にたいして重要な社会的な役割を果たしているのである。中小企業の継続と雇用の維持拡大のために、対象法人の拡大は反対である。

②国定資産税は、担税能力に応じて抜本的に見直す

固定資産税は、不動産の売却価格を基礎として評価額を決めている。収益や担税力に応じていない固定資産税の増税は滞納と差押え件数の激増を招いている。商工業は経営状況の激変で、競争激化と空洞化の狭間にあり、事業用不動産の税負担が重くのしかかっている。課税の基本的な考え方を売却価格から収益力、担税力に見直すべきである。

③償却資産税等の免税点を基礎控除とし、その金額を倍程度に引き上げる

償却資産税は免税点を越えるといきなり免税点以下の資産まで含んで税額が発生する。また、免税点そのものが、1991 年に 150 万円になって以来変わっていない。基礎控除化し金額も 2 倍に引き上げるべきである。

④中小企業の欠損金の繰戻し還付制度を創設する

⑤個人住民税の累進課税化の復活

2007年より、個人住民税は一律10%にされた。低所得者に対して負担が大きくなっており、高齢化が進む中で購買力の低下と滞納を生じてきている。担税力に応じた制度に復活すべきである。

(7) 国税通則法改正について

近時、OECD加盟国を中心に納税者の権利を保護するため、納税者権利保護法ないし納税者権利憲章を制定することが世界的潮流となっている。租税収入により財政を賄う「租税国家」においては、納税者の協力が不可欠であり、納税者は国家の大切なクライアントとして位置づけられるべきである。しかるにわが国においては依然として課税庁上位の税務行政が行われ、納税者は下位に置かれている。

こうした現状を打開するため、民主党は納税者権利憲章の制定をマニフェストに書き、2011年度の税制改正に盛り込んだ。当初提案された改正国税通則法は必ずしも納税者の権利保護にとって有効なものばかりではなかったが、それさえも野党・自民党の抵抗により日の目を見ることはなかった。最終的に2011年11月の臨時国会において成立した国税通則法は、税務調査の事前通知を文書によらず口頭でよいこととする、修正申告勧奨の際、修正内容を口頭で説明すればよいこととする、納税者権利憲章の制定は見送る、等々納税者の負担が大きくなるものが目立つ。

今後は、改正された国税通則法のもとで納税者・中小企業の権利が侵害されないよう監視するとともに、早い時期に真に納税者の権利を保護するため国税通則法を見直し、諸外国に遜色のない納税者権利憲章を制定することを要望する。

(8) 共通番号制度の法案（マイナンバー法案）について

国民一人ひとりに番号をつけ、税と社会保障の個人情報を一つにまとめる共通番号制法案（マイナンバー法案）を提出し、運用に向けて順次実施する日程を提示した。「国民の利便性」「行政運営の効率化」「安心して暮らすことができる社会の実現」を掲げている。

しかし、真のねらいは、一方で、「不要あるいは過度な社会保障の給付を回避する」ために不可欠と位置づけているが、他方で、“社会保障は自らの負担の対価”であり、権利としての社会保障であるとし、相いれない考え方を広げ、給付の削減と国民負担増につなげるねらいである。

日本弁護士連合会は、「名寄せされる個人情報の範囲が広範になればなるほど、プライバシーに重大な脅威をもたらす」と批判する意見書を提出している。

個人情報の保護策が全く不完全なうえに、民間利用の危惧がうかがえる。現行の諸番号を有効に活用すれば、無駄なコスト、時間、労力が省ける。個人情報によって人が類別化される社会を生み出しかねないだけに、個人の自由を尊重する憲法秩序に抵触するこの番号制度そのものに反対する。

6．公共事業の中小企業発注の拡充と公正な市場のルールを確立し、公正競争の促進を

(1) 中小企業にとって公平・公正な競争環境をつくるため、下記の提案事項に沿って国の指導を徹底する。

①公共事業の行き過ぎたコスト削減を改め、「国等の契約方針」の適正価格発注の遵守を徹底する。

独禁法の「不当廉売」条項を活用し、ダンピング防止に努める。採算を度外視した低入札、ダンピング入札については、発注者は独禁法の「不当廉売」として公正取引委員会への提訴など厳正に対処する。

②地方公共団体等の公共事業では、**最低制限価格を堅持し、予定価格の90%程度に引き上げるよう努力する。**公共事業の品質を確保し、雇用の確保と技術の向上、中小建設業の倒産を防ぐための適正価格発注に努め、公共工事設計労務単価は実勢価格に即して引き上げる。国の公共工事発注に関する最低制限価格の禁止条項を廃止し、国においても最低制限価格を設ける。

③**公共工事に従事する技能者、技術者の最低賃金を定める「公契約法」「公共事業最賃法」を制定する。**

(2) 公共発注機関の中小企業への発注率を大幅に高める。地域に精通した中小企業への受注機会を拡大する。分離分割発注を拡大し、工事規模に応じた入札参加者の範囲を定め、工種でなく、工事の規模の分割で行う。地方公共団体の工事は地域企業への発注を原則とし、同規模企業間で競争する「ランク制」を遵守する。一般競争入札を地方や中小企業分野に拡大することを抑制する。中小建設業の公共入札を窓口で制限、排除する可能性のある日本型入札ボンド制度の導入は中小企業分野では適用しない。また、**地方公共団体の官公需において、中小企業の受注機会を増大させ、地域精通度等の適切な評価や地域維持型契約方式の導入等が進められるように支援を強める。**

(3) 官公庁の一般競争入札基準（全省庁統一資格）は大企業偏重となっており、この基準を公平に見直し、中小企業の入札格付の幅を広げる。入札基準（等級）を決める付与数値は、年間売上高、自己資本額、流動比率、営業年数等の項目が数値化されるが、「年間売上高」と「自己資本額」で 80%を占めており、等級「A」または「B」を獲得するためには年間売上高が 200 億円以上でかつ資本金が 10 億円以上でないと困難。このような企業規模至上主義の基準では、技術や経営がいかに優良な中小企業であっても、3000 万円を超える官公庁の事業案件等には競争参加ができないという著しく公平を欠くことになっている。この入札基準を企業規模至上主義から質の評価に改める。例えば、「財務内容の質的評価」および「技術内容の評価」を加え、「年間売上高」と「自己資本額」の構成割合を低くするなど改善措置をとられたい。

(4) インターネットを利用して競り下げを競い合う**リバースオークション（競り下げ入札）の導入が検討されているが、これは果てしないダンピング、低価格競争に中小企業を巻き込み、「中小企業者に関する国等の契約の方針」などの趣旨に逆行するものであり、反対である。**

(5) 中小企業に不当な不利益を与える不公正取引に対し、市場のルールを守るべく厳正・迅速な政策的対応を進める。そのために、①独占禁止法の「厳格な運用」をはかり、遵守させる。②公正取引委員会は、ルール違反防止と不公正取引の是正・防止を厳正に実施する。③公正取引委員会の権限の強化と司法機能の強化を図るとともに、公正取引委員会の職員の増員を進める。

(6) 公正な取引の視点から以下の 3 点について取引条件の確立を図ること。当面、下請二法の適正な運用に努める。

①**海外展開、低価格等を理由にした中小企業への一方的な発注の停止、大幅削減、取消、買いたたき、取引条件の変更などの不公正取引の実態を自治体と共同して正確に調査する。**その上で不公正取引発生にたいする適正化措置として、データの公表（企業名公表）を含む情報公開等の緊急対応体制と相談体制の整備を図る。

②公正取引委員会は、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法などの法律に沿って下請取引の実態を調査・監視し、強力に指導して健全な取引環境づくりに努める。**特に、「下請かけこみ寺」では秘匿が保証できない場合、「下請目安箱」のような匿名で告発できるシステムを導入する。さらに、狭い地域では匿名による申告も難しい場合があり、行政の巡回調査による実態把握や下請法の啓発などを実施する。**

③**独禁法の「優越的地位の濫用」による「下請いじめ」規制を発動できるように整備する。**特に、下請企業から声を上げないと調査が入らないシステムを改めて、第三者と当事者を組み合わせた監視システムをつくる。また、下請企業は親企業の発注に対応した生産設備・人員を抱え、簡単に転換することができないので継続的下請取引の一方的解除に歯止めをかけることができる措置をとる。

④**下請法を改正し、建設業を適用対象に加える措置を取る。**

(7) 下請代金支払遅延等防止法の厳守等、下請取引適正化と下請中小企業振興法に定める振興基準の遵守を監視する特別の体制をとる。また、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」（大規模小売業告示）を強化し、**納入業者に対する大規模小売業者による優越的地位の濫用行為を禁止するとともに、納入業者の原材料価格高騰等を事由とした適正な価格転嫁が可能となる環境整備をする。**

(8) 公正取引委員会『優越的地位の濫用ガイドライン』では、「その他取引の相手方に不利益となる取引条件」の想定例として、「取引の相手方が納期までに納品できなかった場合又は取引の相手方が納入した商品に瑕疵があった場合に，当該取引の相手方に対して課すペナルティについて，その額や算出根拠等について当該取引の相手方と十分協議することなく一方的に定め，納品されて販売していれば得られた利益相当額又は当該瑕疵がなければ得られた利益相当額を超える額を負担させること」を優越的地位の濫用の具体例として例示している。さらに、同趣旨のことを「受領拒否」の想定例として例示している。この『ガイドライン』を大型店等の取引当事者間などに周知徹底する。

7．中小企業が活躍できる環境保全型・自然再生型の持続可能な社会システム構築

(1) 地球環境保全と温室効果ガス排出削減目標に向けた取り組み

温室効果ガスの排出量を 2020 年までに 25％削減（90 年比）、2050 年までに 80％削減の目標を明記した「地球温暖化対策基本法案」が検討されているが、その目標実現に向けては、海外からの排出量購入ではなく、事業所数で 99.7％を占める中小企業での排出削減こそ、日本における温室効果ガスの総量削減に貢献する。そこで、**中小企業の CO2 削減の自主的取り組みが社会的経済的に評価される仕組みを構築する。例えば、温室効果ガス排出量取引市場に中小企業が団体やグループ等で参加できる制度を検討する。**その仕組みづくりの検討にあたっては、中小企業の代表を参加させるなど、中小企業の現状を反映したものとする。

(2) 環境保全・自然再生型公共事業の拡大と小規模分散型産業の推進

①中小企業の知恵と人材が活かせる環境保全・自然再生型の公共事業を拡大すること。

ａ）コンクリートによる河川護岸工事を中止し、自然再生型の川づくりを進め、自然を復活させる。ｂ）太陽光や風力、バイオマス等の自然エネルギービジネスに挑戦する中小企業を新しいタイプの公共事業に活用する。ｃ）地域の防災や雇用に貢献する地域分散型エネルギーシステムづくりやリサイクルの推進に努める。

②資源循環型社会の構築に向けて、**国・自治体の財政負担を軽減し、環境保全・水循環再生・バイオマス利活用のために合併浄化槽の普及に努める。**合併浄化槽の処理水は、下水道と同等以上であることに鑑み「恒久施設」として位置づけ、その生活排水は処理済みと認知し、下水道計画を直ちに見直しする事により、国・自治体の財政逼迫を解消し、生活基盤整備社会・環境保全・防災減災重視の政策を推進する。

③国は「森林・林業再生プラン」を発表し、森林・林業政策を全面的に見直して木材自給率を現在の 20％から 2020 年までに 50％以上に引き上げるとしている。「プラン」の具体化に当たっては、地域の中小企業が参画して新しい仕事づくりにつながり、資源循環型社会の構築に資するものとする。

(3) 地球温暖化・エネルギー問題

① エネルギー消費の削減では、省エネ効率の高い製品の使用や生産設備への移行を促す誘導政策と

ともに、流通システムや都市づくり、ライフスタイルなどエネルギー大量消費型社会となっている現状を見直し、地域分散型エネルギー政策への転換を強める。特に、コンビニや大型店の24時間営業を規制する。また、周辺の生活環境との調和を旨とする大規模小売店舗立地法を改正し、地域の就労環境を悪化させている**元旦の大型店の営業を原則禁止**とする。

② 太陽光や風力、バイオマス等の自然エネルギーや文化的資源など地域の固有資源の産業化・事業化に取り組む中小企業を産学官民（市民）・金融の連携で支援する。太陽光発電による余剰電力が固定買い取り制に移行したが、この制度を風力や小水力発電などの自然エネルギーにも広げるとともに、**自然エネルギーによる発電事業が長期的に発展を遂げられるよう、余剰電力のみならず、発電事業の発電の買い取りについても拡充し、安定して発電事業が営めるようにする。**さらに、原子力発電所については、安全性や放射性廃棄物処理等において未解決の問題が大きいことを考慮して、可能な限り原子力発電に頼らない方向をめざす。また、放射性廃棄物処理をどのように最終処理するのかについて国が見解を示すことを強く求める。

(4) リサイクル・廃棄物処理問題

循環型社会形成を目指す一連のリサイクル法の実施にあたっては、一部中小企業に過度の負担とならないよう、生産から流通、消費、リサイクルの各段階でそれぞれにふさわしい適正コストを負担するシステムづくりへの見直しを行う。また、このようなシステムづくりにあたっては、リサイクルしやすい製品作りや製品の長寿命化、廃棄物の発生抑制に働くようにする。

リサイクルの段階では画期的な技術を持つが資金、信用力に乏しい中小零細業者が公平な評価と取り扱いをもって新規参入できるよう、行政が持つ補助金や各種支援制度等との有機的なシステムの構築整備をされたい。メーカーや中古品販売事業者などが一堂に会して、リユース（再利用）・リサイクル（再生）市場育成のためのシステムづくりを行う。

リサイクルは、日本だけでなく、日本を含めたアジアでの広域的な循環が広がっている。有害廃棄物の国境移動につながるような「リサイクル」への規制を強化するとともに、日本以外の国でも適正なリサイクルが行われるような技術援助を行うなど、持続可能な社会づくりに寄与する広域的なリサイクルシステムの整備を急がれたい。

製造禁止されてから30年以上たって、ようやくPCB廃棄物の最終処理が始まったが、低濃度PCB廃棄物については、処理するための受け皿が全国的に不足しており、それぞれの保管者がいつ処理できるかの見通しも示されないまま、厳重な保管を義務づけられている。受け皿づくりを早急に進めるとともに、最終処理施設ができるまでの間、各保管者任せにせず、地域ごとにPCB廃棄物を一箇所に集め、厳重に管理・保管するような体制を整える。

(5) アスベスト対策

アスベスト対策は緊急の課題である。公共、民間の建物、個人住宅のアスベスト調査、飛散防止、無害化対策、安全な除去を進める。国とメーカーはアスベスト対策を放置した責任をとり、試験研究機関の増設、技術者、施工体制などアスベスト対策に強力に取り組む。

(6) 小規模分散・地域密着型環境ビジネスの育成と環境共生型企業への支援

環境保全型の製品開発や、ISO9000、ISO14000の取得、環境保全対策の推進など環境共生型企業づくりを進めている中小企業に対しては、技術開発や設備投資資金、さらには既存技術を組み合わせたシステムづくりについても積極的に支援する。

環境に配慮した製品の育成・需要喚起のために、環境に配慮した製品の競争力を高めるための資源大量消費型製品へのペナルティ（制裁金）などの措置を講じる。また、地域内資源循環や、究極的に

廃棄物をなくすゼロエミッション型環境ビジネスを推進する地域ネットワークづくりを支援する。

(7) 持続可能な地域社会づくりと農業の保全

食糧自給率を高めるため、安全で健康な食べ物を供給する日本農業の健全な発展を図る。地域づくりでは、農業が、治水や環境保全にも役立っていることを考慮し、地域経済の主役となる地域密着型の中小企業と農業、そして行政などがネットワークをくみ、持続可能な地域社会づくりをすすめる。

(8) 国内及び海外の環境規制に関する機敏な情報提供体制の整備

「予防原則」の考え方に基づき、欧州連合（ＥＵ）は、鉛やカドニウムなど６物質の電気・電子機器への使用を禁止するＲｏＨＳ（ロース）指令や新しい化学物質管理システム「ＲＥＡＣＨ（リーチ）規制」を実施している。環境省は､国内及び海外の環境規制に関する情報提供体制を早急に整備する。中小企業は、世界を視野に置いた機敏な情報収集には限界があり、情報提供体制の整備が強く求められている。

８．豊かな人間として育つための教育環境の重視

(1) 中小企業と教育

①「中小企業憲章」は、「魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する」と述べている。その具体化のため、**青年や子どもたちが健全な労働観や地域社会観を形成していく一つの機会としての労働体験を中学校・高等学校・大学の授業の一環に組み込み、その現場として中小企業を積極的に活用すること。**また、日本のものづくりの機能を保全するため、中学校以上の教育に、技術･技能教育を積極的に取り入れる。

②**大学生・専門学校生等のインターンシップ制度の実施にあたっては、企業の採用活動とは完全に切り離し、仕事のノウハウを覚えるという狭義の職業教育にするのではなく、学生が働く意味や生き方を学ぶ機会となるような教育理念のもとで行うように指導する。**

③長期的視野に立って人材を育成するためには、教師、父母、行政、企業経営者等が協力し合い、地域内で共に努力を積み重ねることが必要である。そこで、これら四者による懇談会やシンポジウムなどの試みに対して積極的に支援すること。学校評議員制度の実施にあたっては、地域の企業経営者の任用を検討する。

④**中小企業についての正確な認識がはかられるように、学校教育等では中小企業の最新の実態に基づいた正確な姿を教える。**その一環として、中小企業の経営者を授業の講師とすること及び教師が中小企業の現場で研修することを積極的に計画する。

⑤**すべての大学・すべての学部・学科が中小企業講座を設置することを支援し、大学生が誰でも中小企業について学ぶことができる環境を整備する。**

(2) 一人ひとりの子どもと向き合う教育に向けて

①教育の現場から遊離した上からの「改革」を行うのではなく、各学校の実情に応じたていねいな援助が可能となるような教育行政自体の改革をすすめる。

②子どもは子どもの中で育つという子どもの集団自身が備えている育ち合う力を信頼し、子どもたちで自主的に過ごす時間を増やすために、また教師が一人ひとりの子どもと向き合うゆとりが持てるようにするために、義務教育での学習指導要領の改善と教師が 30 人学級で自主的に授業内容・授業時間を組み立てられるように改善する。

③子供を育てながら仕事を継続できる社会の実現や奨学金制度の拡充などの教育費負担を大幅に減ずる措置をとり、少子化を食い止め、「教育格差」を解消する環境の整備に努める。

９. 労働環境改善と障害者雇用・就労環境の拡充のために

私たちが2011年６月に発表した「中小企業の見地から展望する日本経済ビジョン（討議資料）」の中で、21世紀の有望な産業分野の潜在需要を顕在化させるためには、「一つは、多様な需要に応えて常に新しい事業・産業を生みだす豊饒な土壌となってきた中小企業が元気になり、多様な分野で活躍できるよう国を挙げて支援することです。二つには、生活を安定させ、質の高い製品やサービスを消費できる持続的な所得増が欠かせないことです。三つには、産業の発展が人々の豊かな暮らしに結びつくメカニズムを確立することです。産業の発展とともに、雇用が増え、賃金が上昇していくメカニズムです」と述べている。このように、経営改善の企業努力を前提として、中小企業の経営環境の改善と労働環境の改善が統一的に進められる必要がある。そのような環境が醸成されてこそ、創業や第二創業への挑戦がしやすくなり、経済社会の活性化が期待できるのである。そのような見地から以下のことを要望する。

(1) 安心して働ける社会保障・労働環境の整備と中小企業の負担軽減を

①厳しさを増す不況の中での社会保険料の従業員と事業主の負担の増大は中小企業経営を直撃する。協会けんぽの財政は悪化し、保険料率は３年連続で引き上げられ、2012年度は10％（全国平均）に達する。また、大企業の健保組合の7.926％や公務員の共済組合の7.06％との格差も拡大している。**協会けんぽへの国庫補助率は、2010～2012年度の時限措置として16.4％になっているが、2013年度以降の枠組みは決まっていない。2013年度以降は健康保険法の本則上限の20％へ引き上げ、中小企業の負担軽減を図る。**

②今般の経済危機の中で雇用状況の急激な悪化が進んでいる。今こそ、**同一価値労働・同一賃金の原則を確立すべきであり、働きがいのある人間らしい働き方（ディーセント・ワーク）の実現に向けた国民的論議と検討を進める場を設ける。**

③最低保障年金の実現など、年金制度の抜本的見直しが検討されているが、老後の不安なく、安心して働き続けることのできる年金制度の構築を求める。年金をはじめ社会保障制度の拡充は、個人消費を回復させ、内需回復への牽引力ともなる。

ａ）当面、国民が安心して老後を迎えられるような最低限の基礎的年金については、これ以上の社会保険料の引き上げではなく、国庫負担率２分の１への引き上げを直ちに実施し、年金水準の拡充を図る。年金制度の抜本的見直しにあたっては、膨大な積立金の運用実績の情報公開を徹底して行うなど、現在の年金制度の問題点を具体的に国民に明らかにしながら、その積立金の取り崩しも含め、年金、医療、介護保険など安心して働ける社会保障制度全体をどう構築していくか、早急に提言し、国民的論議を起こしていく。

ｂ）今般の東日本大震災の影響と大不況により、労働・社会保険料の支払が困難になっている事業者に対し、２年間程の支払相当額を融資する別枠・低利（又は無利子）の公的融資制度の創設を検討する。

ｃ）中小企業退職金共済は、予定利回りを引き上げるなど退職金額を引き上げ、魅力あるものとする。また、共済加入企業以外で労働移動が発生した場合でも勤労者が個人単位で継続できるような制度を検討する。

④**ＡＩＪ投資顧問の運用問題**により、地域の総合型厚生年金基金に加入している中小企業の中には大

きな損害を受けるものが少なくない。厚生年金基金の存続が困難であると判断しても、国の代行部分に該当する年金資産の返済が必要であり、解散することさえも困難な状況もある。次の対応策と類似の事故の再発防止に取り組む支援策を検討されたい。

a）積立金損失分を長期に処理する対策を講じる。

b）厚生年金基金の財産状況に対する監督・管理を強化する。

c）被害を受けた中小企業に対する支援策を整備する。

d）厚生年金基金に対するセーフティネットの強化をはかる。

⑤労働時間短縮の推進が求められるが、中小企業の経営実態に配慮し、労働時間短縮のための環境整備を推進する。「中小企業労働時間適正化促進助成金」制度はあるものの、これにとどまらず中小企業の時間短縮については、自企業の企業努力だけではなく関連企業・業界の協力、取引慣行等の転換が必要要件となっている。そこで、a）省力化投資等に積極的な支援策を講じる、b）取引慣行を見直して業種ごとに労働時間短縮を促進する施策を行う、c）発注方式等取引改善指導事業、下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法の運用強化等、労働時間短縮のために下請取引適正化施策の一層の強化を図る。

⑥短時間労働者に対する社会保険の適用拡大については、従業員数 501 人以上（現行の被保険者基準で適用となる被保険者数）に適用することとなったが、「3 年以内に対象を拡大する」としている。今後は中小企業とパート労働者の意見を十分に聴き、慎重に対処するべきである。

⑦労災保険の民間開放への動きがあるが、労災保険制度は労働災害にあった労働者に対する企業の補償を確実なものとするための制度であるとともに、労災事故を予防するためにも重要な制度である。そこで、この制度変更の検討に当たっては、労働者の約 7 割が働くとともに、危険有害業務を引き受けることの多い中小企業との意見交換も密にしながら、労働者が安心して働ける労働環境を実現できるものとしていく。また、希望するすべての中小企業経営者が労災保険の適用を受けられるよう、特別加入制度について周知徹底を行う。

⑧**健康保険・厚生年金保険の標準報酬の範囲から通勤交通費を除外する。**通勤交通費は実費弁済的性格の強いものであり、一定額以上は保険料率に加算しないようにする。

(2) 高齢者の多様な就労ニーズに対応した雇用環境の整備

①公的機関が高齢者の多様な就労ニーズを高齢社会のテンポにあわせて実現させるための環境整備を図る。リタイヤした中高年齢者の技能・スキルを中小企業経営や地域づくりに活かす施策を検討する。

②高齢者の日常生活を支援するために、住宅、設備の修理や改修、掃除などを公的に援助することにより安価に利用できる制度を行政と中小企業とがタイアップする方式で設ける。その際、能力や技能のある高齢者を優先的に活用する。

(3) 育児・介護休業制度と保育所の拡充等による女性の社会進出支援

少子・高齢社会において、育児・介護休業制度を実効性あるものとするために、雇用保険法による休業給付金の拡充を行う。さらに、利用者のニーズに対応した保育施設・学童保育所の増設・充実と教員の確保、在宅介護支援制度の充実、家事代行サービスへの補助制度などを図り、女性の社会的進出を支援する。特に、産休あけ、育児休業あけの保育所の拡充や出産育児により長期に就労から離れる女性に対して社会復帰をはかるための教育訓練など施策を充実させる。

介護休業制度では、短時間勤務との組み合わせや期間の上乗せなど、それぞれの介護の実情に合わせた柔軟な介護休業制度とする。休業給付金の支給も、その実情に合わせ、支給日数の延長や給

付額の引き上げなど一層の拡充を図る。また、介護者が昼間安心して働けるよう、介護保険などを活用した在宅介護サービスの充実を図る。

(4) 障害者の就労環境の整備と雇用の促進

自立支援法を廃止し、新たに「応能負担」を原則とした障害者制度改革が検討されているが、その検討にあたっては、働きたい障害者を応援し、多様な形で障害者雇用を促進してきた中小企業の役割を重視するとともに、雇用のみならず、工賃倍増・一般就労への移行などの自立支援に中小企業がさらに積極的に取り組むために、以下のようなことを提言・要望したい。

①総合的な地域連携の強化

地域で生活し働く障害者の自立を支援するため、地域の事業者団体や学校、障害者団体、行政（福祉・労働・教育など）の連携事例集の作成と徹底により、生活支援・就労支援センターを核とした事業を充実させる。とくに福祉分野と労働分野が日常的に連携し、かつ地域における中小企業（団体含む）と連携し、工賃倍増支援と一般就労が相矛盾せず、一体化して取り組めるような自立支援のシステム作りを急ぐこと。また、一般就労移行後も 6 カ月間に限定せず、引き続き、地域連携によるフォロー体制を充実させる。

②中小企業における障害者雇用を促進させる支援策の拡充と利用手続きの簡素化・柔軟化

障害者雇用を職場で支援する「ジョブコーチ派遣制度」では、短期間の職場実習の場合も利用できるようにしたり、社内でのジョブコーチ養成支援など、障害者の職場実習や雇用に実際に取り組んでいる中小企業の声を反映させながら柔軟かつきめ細かい支援策をたてる。

初めて障害者を雇用する中小企業に対して奨励金を出す**「ファースト・ステップ奨励金」が創設されたが、法定雇用率での雇用を求められない 56 人未満の中小企業にも対象を拡げるなど、障害者雇用に熱心に取り組んでいる 56 人未満の企業に対する支援策を拡充する。**

障害者作業施設設置等助成金などの適用にあたっては、障害者雇用を前提として施設の設置や整備を行った場合、雇用前であっても助成金の対象とする。

障害者の雇用は、地域などから頼まれて雇用することも多いが、このようなハローワークを通したものではない障害者の雇用（トライアル雇用含む）についても、助成金の対象とする。

障害者を多数雇用している企業に対して、優先的に公的発注をする。

宅地化が進み、障害者を雇用する企業・工場が移転を迫られることで、移転先に通うことが困難な障害者も出るおそれがある。地域づくりでは、地域で暮らす障害者が地域で働けるような、自転車で通えるくらいの距離に会社があるような地域づくりをしていく。

③障害者雇用納付金制度の見直しについて

納付金制度を 201 人以上規模（2015 年 4 月から 101 人以上）の企業に拡大されたが、法定雇用率を超過達成している 200 人以下の企業に対しても、201 人以上規模の企業と同一基準で雇用調整金を支払う。

④障害者の雇用状況の調査とその公表

障害者の雇用状況の調査とその公表に当たっては、大企業より中小企業の方がより多くの障害者を雇用している実情が正確にとらえられるように、法定雇用率適用外の従業員規模 55 人以下の企業における障害者雇用の状況も毎年調査し、発表する。

⑤就労継続支援事業の条件緩和

低賃金を保障する就労継続支援事業（A 型）では、これまでの授産施設からの転換だけでなく、障害者の雇用の場を広げるため、自らの経営ノウハウを生かしたり、自社の事業と関連づけながら

の新規参入を考える中小企業もある。しかも、中小企業が本業と関連づけて就労継続支援事業に取り組むことで、その企業への一般就労も含めてシステム化することもできる。しかし、現在、従業員規模が 20 名以上であることが求められており、これでは最低賃金を支払い、経営的にも成り立たせていくことはかなりハードルが高い。最低人員を 10 名程度とし、就労継続支援事業を興しやすくする。

(5) 外国人研修・技能実習制度の拡充

外国人研修生・技能実習生受入事業の充実として、支援措置の拡充ならびに研修生の入国手続きの簡素化等環境整備を図る。外国人研修生・技能実習生の宿泊施設、住宅の提供、住宅の斡旋、労災保険や健康保険等の制度の充実を図るとともに、社会生活に対する相談センターや日本語ほかの知識を習得するための研修機関を整備する。学業を終えた留学生を企業が雇用する意思がある場合、就労ビザの取得ができやすいように在留資格の要件等を緩和する。

なお、老齢年金の給付に結びつくことが少ないにもかかわらず、本人と会社が負担する技能実習生の厚生年金については廃止する。

１０．清潔な政治・行政の確立と武力によらない国際貢献、アジアとの共存共栄

(1) 政治腐敗を招く根元である**政党への企業献金・団体献金は禁止する。**政治・行政に対する国民の信頼を回復させるために、公務員倫理の確立と厳正な実行、高級官僚の関連業界への天下り禁止、国民への情報公開などについて、さらに真剣な努力を行う。

(2) 戦後 60 数年を経て、中国などアジア諸国との経済関係がいっそう緊密となる中で、**平和裏に経済活動に専心できる環境づくりが国の内外で切望される。日本国憲法の平和理念にのっとり、国際社会の平和のために日本の役割をいっそう強化すべきである。**国際紛争は国連を通じて平和裏に解決する努力が求められている。

１１．民法（債権関係）改正について

(1) 法務省法制審議会民法（債権関係）改正部会において、民法改正に向けた準備作業が行われているが、検討されている改正の内実は、不公正取引や下請取引の実態ともかみ合わず、日本経済の現実にある事業者間格差を拡大させる恐れがあり、また国民にとってわかりにくいものでもある。これは、中小企業憲章の「中小企業の多くは、…不公平に取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。」という現状認識にたって社会を改革することを求めた理念と食い違い、「改正」の進め方の点でも「中小企業者の意見を聴く」という点も不十分である。**中小企業庁・経済産業省は法務省に対して、慎重な検討を申し入れ、中小企業者からの意見の十分な聴取を要望する必要がある。**2013 年 2 月ごろ中間試案を公表する予定のようであるが以下の点が懸念される。

①**契約書により「無過失」責任を負わされる危険性があること。**債務不履行に関する現行民法の過失責任主義の考えを排除し、損害賠償責任の帰責根拠を「契約の拘束力」に求め、「契約の趣旨に照らして債務者がそのリスクを負担していなかったと評価される事由」という免責事由を提案している。これでは、実際には契約書の免責事由がどのように記載されているかにより免責の有無が決まってしまう。交渉力の優位者が、市民・消費者や中小企業などの交渉力の劣位者に対して、「債務者（優位者）は履行障害リスクを何ら負担しない」などの過剰な免責条項、あるいは「債務者（劣位者）

はあらゆる履行障害リスクを負担する」などの過剰な免責否定条項を押しつける事態を誘発しやすく、これまで以上の不公正取引を助長する懸念がある。

②**契約書により損害賠償の範囲が著しく拡大してしまうおそれがあること。**損害賠償の範囲について、「当事者が予見ないし予見可能な範囲の損害を賠償すべきである」という、「予見可能ルール」の考え方を採用しようとしている。しかし、この考え方に立って契約書を作成するようになれば、優位者は、相手方（劣位者）の予見可能性を拡大させるための文言を入れようとする傾向が強まり、損害賠償の範囲が著しく拡大してしまい、劣位者に不利益が生じるおそれがある。

③**容易に契約の解除がされてしまう可能性があること。**現行の催告解除の考え方を排除し、契約を解除するには債務者に「重大な不履行」があれば、債務者に対する催告も債務者の帰責事由も不要としている。しかし、「重大不履行」の考え方は分かりにくく、実際には契約書において「重大な債務履行」と規定されている否かで、解除の成否が左右される。このような契約書を押しつけられた劣位者は、たとえ些細な事由の不履行であっても、契約解除を受けるなど著しい不利益を被る可能性がある。

④**危険負担排除により、解除通知未到達の危険を負わされるおそれがあること。**危険負担制度を廃止し、債務者が契約の拘束力から免れる方法を解除に一本化するとしている。しかし、一般国民やユーザーは、例えば「売買における目的物が引渡前に不可抗力で滅失した場合は、引渡債務は履行不能で消滅し、反対債務の履行も当然に免れる」と考えるのが通常であって、このような場合にも「契約を解除しなければ反対債務を免れない」とするのは極めて分かりにくいし、解除一元論に立てば、この場合にも債権者は債務者に対して解除通知をしなければならず、通知の仕方も良く分からない国民やユーザーにとっては煩わしいばかりか、解除通知未到達の危険を負担すべきことになり、劣位者保護にそぐわない。よって、このような改正を行うべきではない。

１２．「中小会計要領」の普及など、その他

(1) **特許料・審査請求手数料**は、米国のように**中小企業（個人）であれば一律に大企業の半額とする措置**をとる。

(2) 中小企業の実態に即した新たな会計ルールとして、2012 年 2 月に公表された「中小企業の会計に関する基本要領」は、中小企業経営者が自社の経営状況を適切に把握でき、簡素で役に立つ会計ルールとして期待できるものであり、その趣旨は中小企業憲章でも言及されている。**国は中小企業団体や金融機関等と協力しながら「中小会計要領」の普及に大いに努める。また、「中小会計要領」の活用に対する支援策をすすめる。特に、信用保証協会は、「中小企業の会計に関する指針」に基づく保証料の割引制度と同様の制度を「中小会計要領」でも設けるべきである。**

(3) 中小企業に期待されている役割に比べ、実態の諸側面を定量的に調査した各種統計の整備・公表が遅れているので、速やかに改善する。

以上

中小企業家同友会所在地一覧表

中小企業家同友会全国協議会　〒102-0074 東京都千代田区九段南4-7-16 市ヶ谷KTビル3F　TEL03-5215-0877

同友会名	〒	所在地	電話
北海道中小企業家同友会	060-0906	札幌市東区北6条東4丁目8-44 札幌総合卸センター 8号館	011-702-3411
青森県中小企業家同友会	030-0931	青森市平新田字森越12-28 2F	017-752-0171
岩手県中小企業家同友会	020-8551	盛岡市上田4-3-5 盛岡市産学官連携研究センター1F	019-626-4477
宮城県中小企業家同友会	983-0852	仙台市宮城野区榴岡1-6-3 東口鳳月ビル4F	022-355-2771
秋田県中小企業家同友会	010-0965	秋田市八橋新川向4番23号 みどりやビル2F	018-867-7471
山形県中小企業家同友会	990-2461	山形市南館3-26-26 スタジオ・アヴァン102	023-645-5500
福島県中小企業家同友会	963-8022	郡山市西ノ内2-12-8 古川ビル1F	024-934-3190
茨城県中小企業家同友会	310-0851	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館3F	029-243-8230
栃木県中小企業家同友会	321-3224	宇都宮市刈沼町369-1 とちぎ産業交流センタービル2F200号室	028-612-3826
群馬中小企業家同友会	371-0013	前橋市西片貝町1-300-5 ルアン第二ビル4F	027-232-0001
埼玉中小企業家同友会	338-0001	さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ10F	048-747-5550
千葉県中小企業家同友会	260-0018	千葉市中央区院内2-12-12 内野屋ビル3F	043-222-1031
東京中小企業家同友会	102-0074	東京都千代田区九段南4-7-16 市ヶ谷KTビル3F	03-3261-7201
神奈川県中小企業家同友会	220-0072	横浜市西区浅間町1-6-10 小金井第2ビル4F	045-316-2031
山梨県中小企業家同友会	400-0047	甲府市徳行3-9-28 中村ビル	055-236-5537
長野県中小企業家同友会	380-8553	長野市若里4-17-1 信州大学工学部キャンパス内 信州科学技術総合振興センター2F	026-268-0678
新潟県中小企業家同友会	950-0926	新潟市中央区高志1丁目3-21	025-287-0650
富山県中小企業家同友会	930-0827	富山市上飯野25	076-452-6006
石川県中小企業家同友会	920-0059	金沢市示野町南52 AKビル3F	076-255-2323
福井県中小企業家同友会	918-8205	福井市北四ツ居1-34-19 サンリードビル1F	0776-54-9699
静岡県中小企業家同友会	420-0857	静岡市葵区御幸町8 静岡三菱ビル6F	054-253-6130
愛知中小企業家同友会	460-0003	名古屋市中区錦3-5-18 京枝屋ビル4F	052-971-2671
三重県中小企業家同友会	510-0066	四日市市南浜田町2-14 水谷ビル3F	059-351-3310
岐阜県中小企業家同友会	500-8259	岐阜市水主町1-176-2 ピースランドビル3F	058-273-2182
滋賀県中小企業家同友会	525-0036	草津市草津町1512	077-561-5333
京都中小企業家同友会	615-0042	京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館4F	075-314-5321
大阪府中小企業家同友会	540-0011	大阪市中央区農人橋2-1-30 谷町八木ビル4F	06-6944-1251
兵庫県中小企業家同友会	650-0042	神戸市中央区波止場町5-4 中突堤中央ビル3F	078-334-1230
奈良県中小企業家同友会	630-8042	奈良市西ノ京町18-6 アイメールビル4F	0742-35-2228
和歌山県中小企業家同友会	640-8158	和歌山市十二番丁60-1 デュオ丸の内2F	073-422-3782
鳥取県中小企業家同友会	683-0021	米子市石井322	0859-26-2060
島根県中小企業家同友会	690-0056	松江市雑賀町227	0852-59-5970
岡山県中小企業家同友会	700-0936	岡山市北区富田29	086-222-7473
広島県中小企業家同友会	730-0037	広島市中区中町8-18 広島クリスタルプラザ8F	082-241-6006
山口県中小企業家同友会	753-0211	山口市大内長野776-2	083-941-5741
香川県中小企業家同友会	761-0301	高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル4F	087-869-3770
徳島県中小企業家同友会	770-8056	徳島市問屋町43	088-657-7363
愛媛県中小企業家同友会	791-8042	松山市南吉田町2821-4 ビズポート 106	089-968-8802
高知県中小企業家同友会	781-8122	高知市高須新町1-14-6 青山ビル2F	088-882-5581
福岡県中小企業家同友会	812-0046	福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル11F	092-686-1234
佐賀県中小企業家同友会	840-0015	佐賀市木原3-15-1 ㈱ギョートク内	0952-27-7856
長崎県中小企業家同友会	850-0875	長崎市栄町1-20 大野ビル5F	095-822-0680
熊本県中小企業家同友会	860-0834	熊本市南区江越2-1-7	096-379-8101
大分県中小企業家同友会	870-0888	大分市三ケ田町3-4 ステラ・コルテ2-D	097-545-0755
宮崎県中小企業家同友会	880-0915	宮崎市恒久南3-3-2 恒吉ビル2F	0985-50-3665
鹿児島県中小企業家同友会	890-0056	鹿児島市下荒田3-44-18 のせビル201号	099-259-1070
沖縄県中小企業家同友会	901-0152	那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター603	098-859-6205

2012.6.1現在